



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*2 和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課) 2

○ 人事委員会規則

*1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 3

○ 告示

67 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 3

68 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課) 4

69 " (") 4

70 生活保護法による介護機関の指定 (") 4

71 " (") 5

72 救急病院の認定 (医務課) 5

73 土地改良事業変更認可申請の適否決定等 (農業農村整備課) 5

74 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 6

75 農用地利用配分計画の認可 (") 6

76 保安林の指定の解除 (森林整備課) 6

77 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 6

78 " (") 8

79 道路の区域変更 (道路保全課) 8

80 " (") 9

81 道路の供用開始 (") 9

82 道路の位置の指定 (都市政策課) 9

83 港湾施設の公示 (港湾空港課) 10

○ 教育委員会告示

1 和歌山県指定文化財の指定 10

2 和歌山県指定文化財の指定解除 11

3 昭和33年和歌山県教育委員会告示第7号(和歌山県指定文化財の指定)の一部改正 11

4 " 12

5 平成11年和歌山県教育委員会告示第2号(和歌山県指定文化財の指定)の一部改正 12

6 平成20年和歌山県教育委員会告示第2号(和歌山県指定文化財の指定)の一部改正 13

○ 選挙管理委員会告示

5 政治団体の届出事項の異動の届出 14

6 政治団体の解散の届出 15

7 政治団体の収支報告書の要旨 15

8 政治団体の設立の届出 16

9 資金管理団体の届出 16

*10 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正 17

○ 公告

都市計画の案の縦覧	(都市政策課)..... 17
〃	(〃)..... 17
〃	(〃)..... 18
〃	(〃)..... 19
〃	(〃)..... 19
〃	(〃)..... 20
〃	(〃)..... 20
入札公告	(総務事務集中課)..... 21

規 則

和歌山県規則第2号

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県景観条例施行規則（平成20年和歌山県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表第1の4の左欄」の次に「、熊野川周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の5の左欄」を加え、同条第3項第10号中「及び熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」を「、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域及び熊野川周辺特定景観形成地域」に改め、同項第11号中「国道311号」の次に「及び国道168号（田辺市本宮町本宮以南に限る。）」を加え、「並びに熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域」を「、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域並びに熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域」に改め、同項第12号中「国道311号」の次に「及び国道168号（田辺市本宮町本宮以南に限る。）」を加え、「及び」を「、」に改め、「別表第2の3に掲げる行為」の次に「及び熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為（国道168号の道路境界線から200メートル以内の区域において行う行為を除く。）」を加え、同項第13号中「国道311号」の次に「及び国道168号（田辺市本宮町本宮以南に限る。）」を、「以内の区域」の次に「並びに熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうち国道168号の道路境界線から200メートル以内の区域」を加える。

別表第1の2中「及び国道311号」を「並びに国道311号及び国道168号（田辺市本宮町本宮以南に限る。）」に改める。

別表第1の4の次に次の1表を加える。

別表第1の5（第7条関係）

熊野川周辺特定景観形成地域の区域

行為		規模
		バッファゾーンの区域及び国道 168 号の道路境界から 200 メートル以内の区域を除いた区域
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 13 メートルかつ延べ面積 500 平方メートル
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観	高さ 13 メートルかつ築造面積 1,000 平方メートル
	(i) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに	

を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの	
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13メートル
	(3) その他の工作物	高さ13メートル
3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	2,000平方メートル
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	2,000平方メートル
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	2,000平方メートル

別表第2中「熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域」の次に「及び熊野川周辺特定景観形成地域」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年1月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

別表第1条例第2条第1項第2号に該当する団体の項中

「日本赤十字社」を「日本赤十字社
一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第67号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年3月9日まで縦覧に供する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年1月9日

2 名称

特定非営利活動法人ホッピング

3 代表者の氏名

上田茜

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市大谷108番地の4

5 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親に対して、子育て支援に関する事業を行い、子育て中の親が抱える不安や閉塞感を解消するための環境作り、ネットワーク作りなどの子育て支援事業を行う。また母親たちの地域社会へのソフトランディングを切れ目なくサポートできる拠点作りをし、女性が社会で活躍し、ワーク・ライフ・バランスのある男女共同参画社会の形成、および少子化・晩婚化・労働力不足の解消、次世代育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	ヘルパーステーションいちご	伊都郡かつらぎ町佐野799	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.5.1
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	訪問看護ステーションあしたば	伊都郡かつらぎ町佐野799	訪問看護・介護予防訪問看護	平成24.5.1
株式会社ひだまり	紀の川市名手市場52番地4	訪問看護ステーションひだまり	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2530番地11	訪問看護・介護予防訪問看護	平成26.6.1

和歌山県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
ワイズプランニング株式会社	橋本市城山台三丁目29番地の21	ケアプラザ柚っ子	橋本市城山台三丁目29番地の21	居宅介護支援事業・訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.11.20

和歌山県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の

規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	ヘルパーステーションいちご	伊都郡かつらぎ町佐野800番地1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.5.1
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	訪問看護ステーションあしたば	伊都郡かつらぎ町佐野800番地1	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	平成24.5.1
株式会社ひだまり	紀の川市名手市場528番地4	訪問看護ステーションひだまり	伊都郡かつらぎ町兄井131番地3	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	平成26.6.1

和歌山県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ワイズプランニング株式会社	橋本市城山台3-29-21	ケアプラザ柚っ子	橋本市城山台2-14-14	居宅介護支援事業・訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.11.20

和歌山県告示第72号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院
- 2 所在地 和歌山市木ノ本93-1
- 3 有効期限 平成30年1月12日

和歌山県告示第73号

美浜町土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧期間 平成27年2月2日から同年3月2日まで

3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課及び美浜町産業建設課

和歌山県告示第74号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年1月19日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年2月12日まで縦覧に供する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第14号	有田郡広川町大字河瀬字一ノ水467-42外1筆

和歌山県告示第75号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年1月21日に認可した。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第9号	日高郡美浜町大字和田字例古2155-1

和歌山県告示第76号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字奥字出合283の39、283の104、大字土生字比丘尼谷459の1、459の2、459の13、459の14、459の20から459の23まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第77号

平成26年和歌山県告示第1538号（以下「告示第1538号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
和歌山県田辺市龍神村広井原470番
榎本市之進
東京都杉並区和泉四丁目46番31号
山川哲生
東京都杉並区和泉四丁目46番31号
山川寛恭
和歌山県御坊市島166番9
藤原茂信
東京都国分寺市南町3-8-14
細野昇平
和歌山県田辺市龍神村広井原431番地
古久保要次郎
和歌山県田辺市龍神村広井原441番地の2
田ノ本博
和歌山県田辺市龍神村広井原492番地
小川多四郎
和歌山県田辺市龍神村広井原506番地の1
古久保善巳
和歌山県田辺市龍神村広井原470番地
小川富士夫
和歌山県田辺市龍神村広井原754番地
小川建一郎
和歌山県田辺市龍神村広井原639番地
田ノ本善春
和歌山県田辺市龍神村広井原558番地
山本幸男
和歌山県田辺市龍神村広井原553番地
小川クミエ
和歌山県田辺市龍神村広井原525番地
松本功
和歌山県田辺市龍神村広井原523番地
林清一
和歌山県田辺市龍神村広井原572番地
中村利久
和歌山県田辺市龍神村広井原638番地
玉置秀吉
和歌山県田辺市龍神村広井原744番地
田野本喬
和歌山県田辺市龍神村広井原621番地
小川常雄
和歌山県田辺市龍神村広井原508番地

久保善生
和歌山県田辺市龍神村広井原439番地
田ノ本修身
和歌山県田辺市龍神村広井原506番地の1
古久保テルエ
和歌山県田辺市龍神村広井原523番地
林コトエ
大阪府枚方市津田2739番地
玉置繁子
和歌山県海南市下津町丸田58番4
山本秋雄
和歌山県海南市下津町丸田947番
山本勇次
和歌山県西牟婁郡白浜町2927番
山本幸三
和歌山県田辺市上屋敷町32
奥野健太郎
東京都渋谷区宮代町1
田端道子
神奈川県横浜市湊北区綱島台20-2-307
山本要
東京都杉並区堀ノ内一丁目19番20号
山川寛恭

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1538号のとおり

和歌山県告示第78号

平成26年和歌山県告示第1561号（以下「告示第1561号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
三重県一志郡白山町大字八対野1667番地
山口産業株式会社
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1561号のとおり

和歌山県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字清水字小峠前58番1地先から同町大字三田字大垣内664番1地先まで	旧	5.10 } 15.10	1,900.00	宮川橋 L=20.00 三田橋 L=7.60 無名橋 L=5.20 無名橋 L=2.00

和歌山県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字上津木字前田羅473番6地先から同町大字上津木字前田羅435番2地先まで	新	6.60 } 8.10	156.29	

和歌山県告示第81号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 有田郡広川町大字上津木字前田羅473番6地先から同町大字上津木字前田羅435番2地先まで

供用開始の期日 平成27年1月30日

和歌山県告示第82号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3264	新宮市新宮字広角2546番1、 2546番3、2546番5	三重県熊野市有馬町4771番 地14 株式会社幸輝ハウス 代表取締役 細川晴夫	平成 27.1.20	5.00	35.00

和歌山県告示第83号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
和歌山下津港	西浜工業団地支線 12号道路	和歌山市西浜1660番 697	道路	延長346.6メートル 車道幅員9.0メートル アスファルト舗装

供用開始年月日

平成27年2月1日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成27年1月15日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成27年1月30日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

(有形文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者等	所有者等住所
美術工芸品 (典籍)	貞元華厳経 卷第四・卷 第二十二・卷第二十三・ 卷第二十七 4帖 残余 1括 附 桐箱 1合	有田郡湯浅町栖原1465番地	宗教法人施無畏寺	有田郡湯浅町栖原1 465番地
美術工芸品 (考古資料)	上ミ山古墳出土遺物 (392点) 鉄刀 3本 鉄製弓飾り金具 8点 鉄矛 1本 鉄鏃(破片) 49本 鉄斧 2個 鉄鉈 1本 鉄鑿 1本 鉄製刀子 4本	西牟婁郡すさみ町周参見22 90番(すさみ町立歴史民俗 資料館)	すさみ町	西牟婁郡すさみ町 周参見4089番地

砥石	2個			
水晶製棗玉	1点			
琥珀製棗玉	4点			
埋木製棗玉	20点			
水晶製切子玉	8点			
水晶製算盤玉	6点			
水晶製丸玉	16点			
琥珀製丸玉	1点			
碧玉製平玉	3点			
碧玉製管玉	11点			
ガラス製管玉	1点			
ガラス製丸玉	1点			
ガラス製小玉	226点			
須恵器高杯	3個			
須恵器鈴付高杯	1個			
須恵器杯身	5個			
須恵器杯蓋	5個			
須恵器広口壺	1個			
須恵器広口壺破片	4点			
須恵器短頸壺破片	1点			
須恵器甕破片	3点			

(記念物の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者等	所有者等住所
記念物 (史跡)	濱口梧陵碑 1所	有田郡広川町上中野206番 の1の内18.6㎡	宗教法人廣八幡神 社	有田郡広川町上中 野206番地
記念物 (天然記念物)	丹生神社のトガサワラ 1本	伊都郡高野町相ノ浦318番 地	相ノ浦丹生神社	伊都郡高野町相ノ 浦318番地
記念物 (天然記念物)	みなべ町沖のオオカワリ ギンチャク生息地	日高郡みなべ町塚沖ショウ ガセの中心から半径300mの 海域	和歌山県	和歌山市小松原通 一丁目1番地

和歌山県教育委員会告示第2号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第4条第1項の規定により、平成27年1月15日次の表に掲げる和歌山県指定文化財の指定を解除した。

平成27年1月30日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

(有形文化財の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
建造物	濱口家住宅 本宅 1棟 本座敷 1棟 三階棟 1棟 土蔵 3棟 煉瓦塀 4棟	有田郡広川町大字広字南市 場1292番1	東濱植林株式会社	東京都中央区日本 橋箱崎町44番5号

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により、平成27年1月15日高家王子跡を和歌山県指定文化財に指定したので、昭和33年和歌山県教育委員会告示第7号(和歌山県指

定文化財の指定)の一部を次のように改正する。

平成27年1月30日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

本則の表中

〃 (〃)	高家王子跡	日高郡日高町大字萩原王子脇1672番地	日高郡日高町大字萩原字王子脇1672番地 内原王子神社	同左 内原王子神社禰宜 崎山 良一	を
----------	-------	---------------------	--------------------------------	-------------------------	---

〃 (〃)	高家王子跡	日高郡日高町萩原1670番地の1、1672番地	日高郡日高町萩原1670番地 宗教法人内原王子神社 日高郡日高町萩原萩原区 日高郡日高町荊木荊木区 日高郡日高町原谷原谷区 日高郡日高町高家高家区 日高郡日高町池田池田区	同左	に改める。
----------	-------	-------------------------	---	----	-------

和歌山県教育委員会告示第4号

昭和33年和歌山県教育委員会告示第7号（和歌山県指定文化財の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年1月30日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

本則の表中

〃 (〃)	耐久舎	有田郡広川町大字広字大浜1123番地	有田郡広川町	有田郡広川町長	を
----------	-----	--------------------	--------	---------	---

〃 (〃)	耐久社	有田郡広川町広1123番地	有田郡広川町広1500番地	同左	に改める。
----------	-----	---------------	---------------	----	-------

和歌山県教育委員会告示第5号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成27年1月15日元丹生大明神社大般若波羅蜜多經卷第三百四十八・卷第五百三十二を和歌山県指定文化財に指定したので、平成11年和歌山県教育委員会告示第2号（和歌山県指定文化財の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年1月30日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

本則の表中

			有田郡清水町日物川564番地の1 宗教法人観音寺 [200帖]
			有田郡清水町東大谷

有形文化財 (美術工芸品・歴史資料)	元丹生大明神社大般若波羅蜜多經	398帖 200巻	522番地 東大谷区 [200巻] (清水町東大谷552 観音寺保管)
			有田郡清水町二川 428番地 宗教法人安楽寺 [198帖]

を

有形文化財 (美術工芸品・歴史資料)	元丹生大明神社大般若波羅蜜多經	400帖 200巻	有田郡有田川町日物 川564番地の1 宗教法人観音寺 [200帖]
			有田郡有田川町東大 谷522番地 東大谷区 [200巻] (有田川町東大谷552 観音寺保管)
			有田郡有田川町二川 428番地 宗教法人安楽寺 [200帖]

に改める。

和歌山県教育委員会告示第6号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第4条第1項の規定により、平成27年1月15日次の表に掲げる和歌山県指定文化財の指定の一部を解除したので、平成20年和歌山県教育委員会告示第2号(和歌山県指定文化財の指定)の一部を次のように改正する。

平成27年1月30日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

本則の表中

〔(名勝・史跡の部)〕

種別	名称及び員数	所在地の地番	所有者等	所有者等住所
記念物 (名勝・史跡)	和歌の浦 102,298㎡			
	奠供山	和歌山市和歌浦中三丁目1067番	財務省	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号
	玉津島神社境内地	和歌山市和歌浦中三丁目1066番	玉津島神社	和歌山市和歌浦中三丁目4番26号
	天満神社境内地	和歌山市和歌浦西二丁目1305番1、1306番、1307番	天満神社	和歌山市和歌浦西二丁目1番24号
	東照宮境内地	和歌山市和歌浦西二丁目1300番4、1302番、1302番1、1302番2、1302番3、1303番、1304番1	東照宮	和歌山市和歌浦西二丁目1番20号
	妹背山と三断橋	[妹背山] 和歌山市和歌浦中三丁目1061番、1062番、1064番 [三断橋] 和歌山市和歌浦中三	財務省	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号

を

		丁目1062番地先 〔妹背山〕和歌山市和歌浦中三丁目1063番	海禅院	和歌山市和歌浦中三丁目4番28号
	芦辺屋・朝日屋跡と鏡山	〔鏡山〕和歌山市和歌浦中三丁目1059番、1065番 〔芦辺屋・朝日屋跡〕和歌山市和歌浦中三丁目1057番	財務省 和歌山県	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 和歌山市小松原通一丁目1番地
	御手洗池公園	和歌山市和歌浦西二丁目1308番1、1309番1、1310番1、1310番5、1310番8	東照宮	和歌山市和歌浦西二丁目1番20番
	塩竈神社境内地	和歌山市和歌浦中三丁目1065番1	塩竈神社	和歌山市和歌浦中三丁目4番26号
	不老橋	和歌山市和歌浦南三丁目1679番24地先	和歌山市(管理者)	和歌山市七番丁23番地

〔(史跡の部)

種別	名称及び員数	所在地の地番	所有者等	所有者等住所
記念物 (史跡)	和歌の浦 102, 298㎡			
	奠供山	和歌山市和歌浦中三丁目1067番	財務省	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号
	玉津島神社境内地	和歌山市和歌浦中三丁目1066番	玉津島神社	和歌山市和歌浦中三丁目4番26号
	天満神社境内地	和歌山市和歌浦西二丁目1305番1、1306番、1307番	天満神社	和歌山市和歌浦西二丁目1番24号
	東照宮境内地	和歌山市和歌浦西二丁目1300番4、1302番、1302番1、1302番2、1302番3、1303番、1304番1	東照宮	和歌山市和歌浦西二丁目1番20号
	妹背山と三断橋	〔妹背山〕和歌山市和歌浦中三丁目1061番、1062番、1064番 〔三断橋〕和歌山市和歌浦中三丁目1062番地先 〔妹背山〕和歌山市和歌浦中三丁目1063番	財務省 海禅院	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 和歌山市和歌浦中三丁目4番28号
	芦辺屋・朝日屋跡と鏡山	〔鏡山〕和歌山市和歌浦中三丁目1059番、1065番 〔芦辺屋・朝日屋跡〕和歌山市和歌浦中三丁目1057番	財務省 和歌山県	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 和歌山市小松原通一丁目1番地
	御手洗池公園	和歌山市和歌浦西二丁目1308番1、1309番1、1310番1、1310番5、1310番8	東照宮	和歌山市和歌浦西二丁目1番20号
	塩竈神社境内地	和歌山市和歌浦中三丁目1065番1	塩竈神社	和歌山市和歌浦中三丁目4番26号
	不老橋	和歌山市和歌浦南三丁目1679番24地先	和歌山市(管理者)	和歌山市七番丁23番地

に

改める。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年1月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
みやじ雅仁後援会	主たる事務所の所在地	御坊市湯川町小松原550-1	御坊市島686-1	平成26.12.10	政治団体	
仁坂吉伸有田市後援会	主たる事務所の所在地	有田市千田327	有田市古江見15川口ビル1階	平成26.12.11	政治団体	
平井としや後援会	主たる事務所の所在地	御坊市塩屋町北塩屋1081	御坊市塩屋町北塩屋1331-16	平成26.12.12	政治団体	
	代表者	木村三樹夫	井藤義雄			
町田富枝子後援会	会計責任者	町田真悠	町田義彦	平成26.12.24	政治団体	
自由民主党和歌山県ふるさと振興支部	会計責任者	楠本徹男	平松一夫	平成26.12.25	政党	
平林崇行後援会	代表者	江口昌一	平林惇子	平成26.12.25	政治団体	
ますひろ会	主たる事務所の所在地	和歌山市湊1116石井産業(株)内	和歌山市善明寺1-14	平成26.12.26	政治団体	
	代表者	大西完治	石井堅司			
森下誠史後援会	主たる事務所の所在地	日高郡美浜町吉原890-26	日高郡美浜町三尾110	平成27.1.13	政治団体	
秋月ふみなり後援会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来1365-5	西牟婁郡上富田町朝来1308-8	平成27.1.13	政治団体	
林隆一後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市六十谷353番地2	和歌山市福島418番地の11	平成27.1.14	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年1月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
「元気」な和歌山市をつくる会	田辺善彦	平成26.12.18	平成26.12.19

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受領したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年1月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

(単位:円)

「元気」な和歌山市をつくる会

報告年月日 26.12.19

1 収入総額		495,543
本年收入額		495,543
2 支出総額		495,543
3 本年收入の内訳		
寄附		495,543
政治団体からの寄附		495,543
4 支出の内訳		
政治活動費		495,543
組織活動費		54,063
機関紙誌の発行その他の事業費		441,480
宣伝事業費		441,480
5 寄附の内訳		
(政治団体からの寄附)		
自由民主党和歌山県支部連合会		495,543 和歌山市

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年1月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
榎徳二後援会	榎徳二	榎徳二	伊都郡高野町高野山26-5	平成 26.12.24
川畑哲哉後援会	川畑哲哉	奥田喜内	岩出市高塚48-8	平成 26.12.25
堀よしこ後援会	堀良子	堀俊文	和歌山市弘西774-1	平成 27.1.5
慈会	大谷晃広	北村通代	日高郡美浜町和田1138-272	平成 27.1.8
教和会	岡田教子	藤原康伸	和歌山市市小路144-10	平成 27.1.9

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年1月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
堀良子	和歌山市議会議員	堀よしこ後援会	和歌山市弘西774-1	堀良子	平成 27.1.5

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年1月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

表中

和歌山市直川326番地の7	和歌山市北コミュニティセンター	を
和歌山市直川326番地の7 和歌山市深山105番地 和歌山市大川86番地 和歌山市三葛830番地 和歌山市南出島27番地の12 和歌山市中島607番地の2 和歌山市北出島141番地の12 和歌山市有家73番地の2 和歌山市紀三井寺807番地の66 和歌山市有本572番地の5 和歌山市友田町3番地の65 和歌山市雄松町四丁目18番2号	和歌山市北コミュニティセンター 和歌山市加太地区会館深山分館 和歌山市加太支所大川分館 和歌山市三葛地区集会所 和歌山市南出島地区集会所 和歌山市新中島地区集会所 和歌山市北出島有家西集会所 和歌山市有家地区集会所 和歌山市紀三井寺北集会所 和歌山市有本地区集会所 和歌山市宮北地区集会所 和歌山市芦原地区会館	に

改める。

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 都市計画の種類及び名称
海南都市計画臨港地区（和歌山下津港臨港地区）
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
海南市築地1番地12、1番地84、1番地85、1番地83、1番地1、8番地
- 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
- 縦覧期間
平成27年1月30日から同年2月13日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画、高野口都市計画、九度山都市計画及びかつらぎ都市計画下水道（紀の川流域下水道）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

伊都郡かつらぎ町背ノ山字中島

窪字大川端、源内島、下川田、上川田

萩原字前嶋、橋ノ下、川田

削除する部分

伊都郡かつらぎ町背ノ山字東田、東之越

窪字前田、西前、裕、大東

萩原字竹ノ下

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

橋本市建設部まちづくり課

九度山町建設課

かつらぎ町上下水道課

4 縦覧期間

平成27年1月30日から同年2月13日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

紀北圏域

和歌山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

海南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

橋本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

高野口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

紀の川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

岩出都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

かつらぎ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

九度山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

高野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市まちづくり局都市計画部都市計画課

海南市まちづくり部都市整備課

橋本市建設部まちづくり課

紀の川市建設部都市計画課

岩出市事業部都市計画課

紀美野町企画管財課

かつらぎ町建設課

九度山町建設課

高野町建設課

3 縦覧期間

平成27年1月30日から同年2月13日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

有田圏域

有田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

湯浅都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

吉備都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

有田市経済建設部建設課

湯浅町建設課

広川町総務政策課

有田川町建設課

3 縦覧期間

平成27年1月30日から同年2月13日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

日高圏域

御坊都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
由良都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
御坊市産業建設部都市建設課
美浜町産業建設課
日高町総務政策課
由良町総務政策課
印南町建設課
日高川町企画政策課

3 縦覧期間

平成27年1月30日から同年2月13日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

西牟婁圏域

田辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
南部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
白浜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
日置川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
上富田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
すさみ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
田辺市建設部都市計画課
みなべ町建設課
白浜町建設課
上富田町産業建設課
すさみ町地域未来課

3 縦覧期間

平成27年1月30日から同年2月13日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することがで

きる。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

東牟婁圏域

新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

那智勝浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

太地都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

古座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

串本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

新宮市建設農林部都市建設課

那智勝浦町建設課

太地町産業建設課

古座川町総務課

北山村事業課

串本町建設課

3 縦覧期間

平成27年1月30日から同年2月13日まで

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成26年度 調達案件番号20140019637号

(2) 調達案件名

歯科用コーンビームCT画像システム装置

(3) 調達物品の名称及び数量

歯科用コーンビームCT画像システム装置 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成27年3月31日（火）

(6) 納入場所

和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター

（和歌山県和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛1階）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入

札参加資格者名簿の営業種目「医療用機械器具」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成27年1月30日（金）から同年2月6日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成27年2月13日（金）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年2月12日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成27年2月12日（木）午前9時から同月13日（金）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Dental cone beam CT (3D) imaging system : 1set

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 13 February 2015

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288